県民の皆さんから

「鳥取県立図書館協議会委員」を募集します

**鳥取県立図書館の設置及び管理に関する条例に基づき、「鳥取県立図書館協議会」を設置していますが、この度、幅広く図書館運営に関する意見を求めるため、委員募集を行います。**

１　募集内容

|  |  |
| --- | --- |
| 募集人数 | 1名 |
| 応募資格 | 以下のすべての要件を満たすことア　県内在住の満１８歳以上の方イ　図書館のあり方や利用促進に対して関心が高く、会議において公平・公正な立場で建設的な意見を述べることができる方ウ　年２～３回程度、県立図書館で平日昼間に開催する会議に出席できる方エ　任命時に鳥取県の他の審議会等の委員に就任しておらず、就任の予定もない方オ　鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第３号）に規定する暴力団員等でない方カ　県議会議員及び県職員でない方 |
| 応募方法 | 別添の様式に、住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、電子メールアドレス、応募理由及び県立図書館に対する提案（400字程度）を記載して、郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参のいずれかで応募してください。なお、様式は鳥取県立図書館のホームページからダウンロードできます。※ホームページURL（http://www.library.pref.tottori.jp/） |
| 委員の決定 | ア　応募書類の記載内容をもとに書面審査により決定しますが、書面審査によって決定し難い場合は面接審査を行うこととし、その場合は別途通知します。イ　決定後は速やかに応募者全員に結果を通知します。 |
| 募集期間 | 令和２年５月11日(月)から令和２年５月29日（金）まで（必着） |
| その他 | 応募書類は委員の決定を目的として使用し、それ以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。 |

２　鳥取県立図書館協議会の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 業務 | 図書館協議会は図書館の運営に関し館長の諮問に応じたり、意見を述べる機関であり、協議会を通じて幅広く図書館運営に関する意見を述べていただく。 |
| 委員 | １０人以内で構成し、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者又は学識経験のある者の中から任命する。 |
| 任期 | ２年（令和２年９月１日から令和４年８月３１日を予定） |
| 開催 | 県立図書館を会場として年２～３回程度、平日昼間に開催する。 |
| 報酬 | 県の規定により報酬及び交通費実費を支給する。 |
| 公表 | 協議会は原則公開で行うため、氏名や発言概要は公表します。 |

３　提出、問合せ先

鳥取県立図書館　担当：副館長　北村

〒680-0017　鳥取市尚徳町101

電話　0857-26-8155 　　ファクシミリ　0857-22-2996

電子メール　toshokan@pref.tottori.lg.jp

**鳥取県立図書館協議会公募委員　応募用紙**

|  |  |
| --- | --- |
| **住所** | 〒　　　－ |
| **（ふりがな）****氏名** |  |
|  |
| **生年月日** | 年　　　　月　　　　日 | **性別** |  | **職　業** |  |
| **電話番号** | **自宅** |  | **携帯** |  |
| **電子メール** |  |

応募資格の確認（以下にあてはまる、または承諾いただけることを確認し、□にチェックを記入してください。）

* + 県内在住の満18歳以上であること
	+ 図書館にあり方や利用促進に対して関心が高く、会議において公平・公正な立場で建設的な意見を述べることができること
	+ 年２～３回程度、県立図書館で平日昼間に開催する会議に出席できること
	+ 任命時に鳥取県の他の審議会等の委員に就任しておらず、就任の予定もないこと
	+ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に規定する暴力団員等でないこと
	+ 県議会議員及び県職員でないこと

**記述欄**

「応募理由及び県立図書館に対する提案」について４００字程度でお書きください。

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |